

山口家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時 平成23年2月14日(月)午後2時

第2 場所 山口家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員・50音順)

赤穴泰博委員, 石原詠美子委員, 伊勢嶋英子委員, 宇和島正美委員, 嶋村慎二委員, 田中耕太郎委員, 田中理絵委員, 榎崎康英委員(委員長), 保木本正樹委員, 山中直之委員, 山本由美子委員

[オブザーバー]

木村事務局長, 安倍首席書記官, 平野次席家庭裁判所調査官

第4 議題等

1 委員長あいさつ

2 プレゼンテーション「少年事件における保護的措置について」(有留主任家庭裁判所調査官)

3 意見交換

テーマ「少年事件における保護的措置について」に基づき, 家庭裁判所が行う少年に対する教育的働きかけ(保護的措置)に関する問題点等について意見交換を行った。

【意見交換の概要】

[◎:委員長 ○:委員(委員長を除く。) ●:オブザーバー △:説明者]

○ 保護的措置は, 軽微な少年事件を対象としているのか。また, 保護的措置は, 処分をするまでに行う措置という位置づけでよいか。保護的措置の例として, 集団, 個別の他に, 集団と個別の折衷のものと3つあり, そのうち集団的保護的措置は, ここ何年間のうちに始まったとのことであるが, それまでは個別的保護的措置が中心だったのか。また, 最近になって集団的保護的

措置が多くなってきた経緯は何か。

△ 保護的措置の対象事件は、万引きや自転車窃盗等が対象になる。

● 交通講習については、かなり以前から集団的保護的措置が行われていた。

万引きや自転車窃盗について集団的保護的措置が行われ始めたのは五、六年くらい前からで、その始められた経緯は、少年にも被害者の立場になって物を考えさせるという視点が重視され始めたことや、集団的保護的措置を行う場合でも匿名性が担保されれば差し支えないと考えられたからである。例えば、個別的保護的措置として、少年に老人施設において社会奉仕活動をさせることは二十数年前から全国的に行われてきた。

◎ 簡易送致された事件のように、家庭裁判所に送致はされたが、調査を行わずに審判不開始で終了する事件があり、その簡易送致された事件は保護的措置は行われぬ。簡易送致される事件は、例えば、自転車窃盗や占有離脱部横領、万引きで被害金額の小さいものやそれらに準じるような事件である。

○ 少年事件である限り、簡易送致以外の事件はすべて教育的働きかけを行っている。保護的措置という言葉は、保護処分はしないが、教育的な働きかけをしているという言い方と、保護処分はするが、それに至るまで家裁調査官や裁判官が教育的な働きかけを行ったり、場合によっては、第三者である学生ボランティア等がかかわって行う場合もあり、そのようなこと全体が保護的措置である。

○ 個別的保護的措置として、老人施設において社会奉仕活動をさせるのは、家庭裁判所としてどのような役割から行っているのか。

● 家庭裁判所は、少年の処分を決める機関であり、少年の更生に資する形で運営する必要があるのは当然の役割であって、できる範囲内で、少年に立ち直ってもらったりすることや保護者に対して一定の措置を加えていくことに力を入れている。

○ 社会奉仕活動の期間について、特別養護老人施設では1週間程度、学習支

援では2週間に1回程度行うとのことだが、この程度の期間でよいか。例えば、少年にしてみれば、1週間我慢すれば処分されないで済むと考える者も出てくると思うが、1年等の長い期間を設けて経過観察を行うことはできないのか。

- 施設によっては、3日、1週間あるいは10日で終わるところもある。学生ボランティアの学習支援については、学生なので、なかなか毎日という訳にはいかない。短い期間我慢すれば済むと思わないような少年、つまり、施設等で体験させることによって、新しい体験になり得ると思ってくれるような少年を選んで活動させている。
- 牧場に少年の身柄を1か月預けて、補導委託した事案があったように、施設における対応、少年に行ってもらう内容、少年の特性を見ながら、期間については個別に考えていくことになる。
- ◎ 少年に何か月か以上の期間活動させる場合、家庭裁判所では試験観察の中で行わせることになるが、試験観察を行う期間としては、通常6か月以内に終わる場合が多く、それ以上の期間を越えて行わせる場合は、保護観察等の保護処分で行うことになる。家裁調査官は、保護処分にする必要がないような少年を見極めて少年に活動を行わせている。
- 6か月の限度まで社会奉仕活動をさせることはできないのか。
- △ 試験観察の一つである補導委託の委託先の施設側からすると、少年に付きつきりにはなれないなどの許容量の問題もある。期間については、1週間の他に週に二、三日ずつを4週間続けるという場合もあり、施設によってバリエーションを持って対応している。
- ◎ 家庭裁判所によって補導委託できる委託先が限られており、少年を6か月預かってくれる施設を委託先として登録していない家庭裁判所は、他の家庭裁判所の管内にある委託先に少年を預けることになるが、その場合は、少年の実家から離れた場所に少年を預けるという問題もあり、そのような

事情が期間の点に影響してくる。

○ 保護的措置の対象となる少年について、家裁調査官が少年に会って調査する回数とその調査に要する時間はどれくらいか。また、退学の必要性など学校の教育機関との連携の必要性として感じている点はどのような点か。

△ 面接回数と面接時間は、一般的には、被害を考える講習が相当と思料される少年の場合は、その講習を行う日に1回だけ面接を行い、そのときの面接時間は、非行事実や生活状況を確認して30分程度行っている。個別的保護的措置が必要な場合は、複数回面接を重ねて実施する場合もあるし、試験観察であれば、一、二週間に1回という割合で面接を繰り返していく場合もある。学校との関係については、少年が中学校在生学生の場合は、中学校からの情報は有効な情報源になるので、連携を取るようにしている。例えば、中学校から問題のある少年という情報が入った場合は、万引きの事案であっても、被害を考える講習ではなく、最初から個別的指導を何回も繰り返す面接に切り替えて実施している。退学については、高校のことを想定することになるが、家庭裁判所に送致される少年の圧倒的多数は、途中で高校に行けなくなったような高校生なので、高校との連携はそれほど密に行っていない。

○ 保護的措置は、社会奉仕活動として行う清掃活動や少年の身柄を施設に移して行うケースがあると思うが、そのようなことができる法的措置、法的根拠は何か。

△ 少年法の目的が、少年の健全な育成を期すということが前提で、家庭裁判所には福祉的機能と司法的機能があるとされている。学説においては、福祉的機能の中に、少年の処罰を目的とするのではなく、生活の調整と環境の調整を図るという教育主義が福祉的機能の目的であるとされており、家裁調査官の保護的措置、審判における保護的措置、試験観察における働きかけの一つの根拠とされている。また、調査の方針については、少年審判規則において、少年の経歴等の調査だけでなく、処遇上必要な調査を行うこととされて

おり、少年が働きかけによって変わることができるのかの見極めを行う一つの根拠になると思われる。また、処分をした後は、家庭裁判所が継続的に少年を見ていくという法的根拠がなくなるが、家庭裁判所は、保護観察所や児童相談所等の関係機関に継続的に見てもらうための決定である児童相談所送致、保護処分である保護観察決定等の決定をすることができる。

- 特別養護老人ホームに入居している人は、自分では何もできない人ばかりなので、何かしてもらおうと感謝してくれる。一方、障害者の施設の場合は、障害者側にあまり満足度はないので、少年にとっては、特別養護老人ホームで活動される方が満足度は高いと思う。社会福祉法人の場合、いくらでも少年を受け入れることができるが、受け入れるときの委託契約や保険関係は、どのようになるのか。
- △ 少年側には、ボランティア保険に加入してもらおう。ボランティア保険は、強制して少年に活動をさせると保険金が支払われないケースがあるので、極めて自主的な形で活動に参加させ、ボランティア保険に加入してもらおう。そのボランティア保険の窓口は、社会福祉協議会が行っている。施設側については、施設が加入している保険があると聞いている。
- 保護的措置については、その位置づけ、期間及び効果の問題があると思うが、試験観察の一環としては、審判不開始等の処分がされるまでの期間しか保護的措置はできないのか、あるいは不処分にはするが、不処分の後1年間は何らかのことはするようになど審判に条件を付すようなことができるのか。保護的措置が、あくまでも処分を決めるための一材料だとすると、受け入れる施設を見つけることは難しいと思うが、どうか。
- ◎ ある程度の期間を要する場合は、試験観察としての位置づけになる。1週間とか1回で終わる講習のような場合は、調査の一環として行って終わることはある。裁判官が、不処分を言い渡すときに、何らかのことはするようにと任意で訓戒をすることはできても、そのことを処分や不処分の条件とする

ことはできない。

次に議題として、少年及び保護者が清掃活動等公共性の高い場所で行う社会奉仕活動は、家庭裁判所が処遇の一環として行ってもらっているものであるが、このように公共性の高い場所で社会奉仕活動させることについて、どのように思うか。

- 社会的に見たときに、少年が社会奉仕活動を行うに至った原因さえ守秘できれば、その原因となった非行の事実によって、社会に顔を出す、出さないということに神経を使って区別する必要はないと思う。
- 社会一般の人の目にさらされるという視点で考えれば、少年同士が非行を犯した者同士ということが分かるのは仕方がないと思う。法的に考えると、強制的でないとういことが担保されていれば問題はないと思う。
- 山口県に特化して考えれば、清掃活動として公衆の目にさらされるというような人目に目立つイメージはないと思う。
- ◎ 当庁としては、補導委託先を増やして、新たな少年の補導委託先を確保したいと考えているが、その補導委託先としてどのようなところがあるか。
- 保護的措置が、家裁調査官にとって、少年の処遇方針について確信を持って報告するためのものであるとするならば、あまり長い期間はいらないと思う。受入機関については、教育的機関もよいし、養護学校に行って人の世話をするという経験も、被害者の立場を考える講習とリンクするので、養護学校の施設もよいと思う。ただ、少年が傷つき、さらなる非行に走らないためにも、受入側の施設においては、少年の個人的情報を守秘することや少年への配慮をすることなどの心構えが必要になってくると思う。
- 家裁調査官は、少年に講習会やボランティア等をさせるために、目的等の動機付けをどのように行っているのか。少年に対し、動機付けを行って、施設等で体験させ、反省させることによって、再犯率が少なくなるからこそ、このような保護的措置のシステムが組みられていると思う。家裁調査官として

は、そのような保護的措置のシステムが作られたから、それをこなすために
行うのではなく、主人公である少年にとって、いかに再犯率を減らせるのか
という手段として行うために、他にどのような意見があるかを検討するとい
うことでよいか。

△ 家裁調査官としても、動機付けは大事だと考えており、これを行ったら処
分が軽くなるのではないかという気持ちで臨まれては困る。少年の顔立ちだ
けで、嫌々やっていることも分かるし、初めは動機付けがうまくいかなかった
少年でも、施設等で頑張っている人や障害を持った人の頑張っている
姿を見ているだけで、少年の気持ちが変化することもある。そのような気
持ちの変化、効果を見抜くのが家裁調査官の仕事であるので、そのような効
果が期待できない少年であれば、もっと重い処分を考えることになる。

◎ 最近、警察でも指導を行っていたり、関係機関でも非行対策を行って
いることを踏まえて、家庭裁判所が行う少年に対する教育的働きかけ（保護的措
置）の在り方や少年に感銘を与え、煩雑でない保護的措置としてどのような
ものが考えられるか。

○ 過去に犯罪歴があつて家庭裁判所の世話になった人が、その後更生し、活
躍している場合もある。そのような人であれば、非行を起こしたときの自分
の心理状態をよく分かっているので、その人の意見を聞くことやその人が経
営している事業所で働くということも受入先の選択肢に上げられると思う。
補導委託先については、動物園や水族館のような生き物を扱っている施設で、
地方公共団体のような公的機関が関係しているような施設に当たってみるの
も一つの方法と思う。

○ 山口県社会福祉協議会では、地域生活支援センターを作って、成人の地域
定着や地域生活の復帰の支援を行っている。そこでは、ソーシャルワーカー
を4人配置して、保護観察所や刑務所に入所している方からアセスメントし
てもらおうなど本格的に動いている。福祉サイドの取りまとめは、山口県社会

福祉協議会の定着促進センターが行っており、これまで司法と接点のなかった福祉資源や施設等ボランティアを含めた福祉資源を持っているので、日常的に家裁調査官がコンタクトを取ったら、地域の社会支援にアクセスできると思う。

- 定着支援センターだけでなく、刑務所や保護官の援助等は、社会福祉士が行っているので、新たな補導委託先として、社会福祉士会が何らかのフォローができると思う。また、施設等のコーディネートは、山口県社会福祉協議会を通して行うことになると思う。特別養護老人ホーム等の施設は、山口県社会福祉協議会の中にそれぞれ協議会を持っており、山口県社会福祉協議会とタイアップすれば、新たな補導委託先が見つかると思う。

5 次回テーマ

今回は、家事の手続案内を中心に、受付の在り方等に関する事項をテーマとして取り上げることが提案され、了承された。

6 次回期日

平成23年7月11日（月）午後2時

7 委員長あいさつ

以上